					(別添)			
	地域	住	宅計画の事後記	平価報告シート				
1.事後評価を実施し	た地域住	宅計	·画					
①計画の名称	川口市全域地域住宅計画							
②都道府県名	埼玉県							
3計画作成主体	川口市							
4計画期間	平成24年	F度~	~28年度					
⑤計画の目標			して安全に暮らせる住る	まいづくりを推進する。」				
2.事後評価の内容								
⑥実施体制·時期	川口市・	平成	29年3月					
© 24%B11 (#1) 11.1741			①「市営住宅の戸数」					
	定	義	市内における市営住宅	ミの戸数				
	評価方		平成28年度末における現況調査					
		14	従前値(24年度)	目標値(28年度)	実績値			
	結	果		口际但(20一及)	大 根 in			
	Ψ	* 	2,649戸	2,730戸	2,657戸			
	結果の名	分析			に住宅(98戸)の建替事 ことにより目標値に満た			
	指	標	②「市営住宅における	中高層住宅の耐震化」				
	定	義	耐震化の対象となる中高層の市営住宅における耐震化された棟数 の割合					
	評価方	法	平成28年度末における現況調査					
	дт іші У З	<i></i>	従前値(24年度)	目標値(28年度)	実績値			
	結	果	91.1%	95.6%	97.8%			
	結果の名	分析			事が完了した。また、青 高層住宅を用途廃止の			
	指	標	③「市営住宅ストック総	合改善工事の実施率	J			
⑦事後評価の結果	定	義	(ストック総合改善実施率)=(改善した工事数)/(昭和40年以降建設の住宅で、平成28年度までに修繕周期を迎える対象工事数)					
	評価方	法	平成28年度末における	5現況調査				
			従前値(24年度)	目標値(28年度)	実績値			
	結	果	0%	32.8%	37.9%			
	結果の名	分析	改善目標とした工事の ことにより、目標値をよ		耐震化改善に取組んだ			
	指	標		み続けたいと回答した害	合			
		義		よる市民の居住意向害				
	評価方		平成28年度末における					
			従前値(24年度)	目標値(28年度)	実績値			
	結	果	84.1%	89.1%	83.3%			
	結果の名	分析	川口士社会恣太公会教歴計画笙の会画書車業にむいて車業をは					
	指	標	⑤活用された空き家住					
	定	義	0.11.1.1	及び地域の活性化に資	でする交流施設等として			
評価方法 平成28年度末における現況調査								
			従前値(24年度)	目標値(28年度)	実績値			
	結	果	0	2	0			

	結果の分析 応募が1件も無かったため、目標値は達成できなかった。			
⑧結果の公表方法 川口市のインターネットにて公表を行う。		ノターネットにて公表を行う。		
3. 事後評価の結果を踏まえた今後の住宅施策の取組への反映等				
9今後の住	主宅施策の〕	取組への反映		
指標①	づいたスト	ック量を確保し	において、将来の必要ストック量を算出したことから、当該計画に基 していく。また、施設マネジメントの観点から、建替計画は集約化を前 の低減を図る。	
指標②	建替や用途廃止の予定がなく耐震補強が必要な団地は残り一つ(2%)であったが、この団地 も集約建替として位置づけることにより、耐震性のない全団地の早期解消を図る。			
指標③	修繕周期計画のほか、日常点検も併せて実施することにより、予防保全型の修繕となるよう計画する。			
指標④	平成29年度	度より新たな整	備計画を策定し、事業進捗を図る。	
指標⑤	目標値の過	権成に向け、本	事業の更なる周知を図る。	
⑩その他				
	ж:	の事後評価に	は別添の地域住宅計画について行ったものである。	

川口市全域地域住宅計画

かわぐち

平成28年3月

地域住宅計画

計画の名称	川口市全域						
都道府県名	埼玉	県	作成主	体名			川口市
計画期間	平成	24	年度	~	28	年度	

1. 地域の住宅政策の経緯及び現況

当該地域は、埼玉県の南部に位置し、平成23年10月に隣接する鳩ケ谷市と合併し、人口約59万人、世帯数約27万世帯を有する地域である。

川口市は、大都市東京に隣接することにより、古くから東京向けの産業である鋳物や植木を中心とする商工業のまちとして発展し、 近年においては東京のベッドタウンとして住宅が広く整備され、現在に至っている。

特にJR川口駅周辺の再開発により、マンションを中心とした住宅整備が進んでおり、住宅ストックは人口とともに増加している。 しかし、長引く不況の影響や少子高齢化などに起因する所得階層の二極化により、公営住宅に対するニーズは高くなっており、さらに既存の市営住宅の約半数が昭和40年代以前の建設であることから、良質な公営住宅ストックの確保が必要である。また、近年問題となっている空き家についても、市民からの相談件数が増加傾向にあり、早急な対応が必要である。

このことから、公営住宅施策としては、借上げ方式による住宅供給のほか、老朽化した住宅の建替えや改修を行い、民間住宅への施策として住宅建設資金の融資、住宅改修資金の助成、マンション管理支援のほか、空き家対策等を行っていく。また、密集市街地の整備改善等を図るため、地区内の住宅や公共施設の整備などを総合的に行っていく。

2 課題

- 〇市営住宅に対する応募倍率が、直近5年間の平均値で約20倍と非常に高い倍率で推移しており、地域における住宅セーフティネットとしての機能が充分でない。
- 〇新耐震基準以前に建設された市営住宅が半数を超え、このうち、高層住宅の耐震性に不安がある。
- 〇高齢者や母子世帯などのいわゆる社会的弱者世帯の公営住宅需要が多く、現入居者にもこの世帯が多い。
- 〇密集市街地の区域に都市計画法第53条(土地区画整理事業予定区域)の地区指定がされており、新たなる「まちづくり」について の住民合意が必要になるため、「丁寧な」地元との調整が必要である。
- 〇市民からの相談等により、把握している空き家だけでなく、市内全域にある空き家の実態を把握する必要がある。

3. 計画の目標

『誰もが安心して安全に暮らせる住まいづくりを推進する。』

4. 目標を定量化する指標等

指標	単 位	定義	従前値	基準年度	目標値	目標年度
市営住宅の戸数	戸	市内における市営住宅の戸数(平成26年 度からの建替え事業における戸数を含む)	2,649	24	2,730	28
市営住宅における中高層住宅の耐震化	%	耐震化の対象となる中高層の市営住宅に おける耐震化された棟数の割合	91.1%	24	95.6%	28
市営住宅ストック総合改善工事の実施率	%	(ストック総合改善実施率)=(改善した工事数)/(昭和40年以降建設の住宅で、平成28年度までに修繕周期を迎える対象工事数)	0.0%	24	32.8%	28
今後も川口市に住み続けたいと回答した割合	%	川口市民意識調査による市民の居住意向 割合	84.1%	24	89.1%	28
活用された空き家住宅等	棟	居住環境の整備改善及び地域の活性化に 資する交流施設等として活用された空き家 住宅等	0	24	2	28

※計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

(1) 基幹事業の概要

・本地区内には、昭和30年代に建設された低中層の市営住宅が複数あり、老朽化が著しいことから高層住宅に順次建替えることで住戸数を増やし、近年高い倍率で 推移している市営住宅への入居需要に応える。また、これらの住宅を建替えるにあたっては、高齢者や障害者等が安心して暮らせるように全戸バリアフリー設計とす る。

- ・既存の市営住宅のうち、改修を要する住宅については耐震改修を行い、住宅の長寿命化に資するため必要に応じストック改善事業を行う。
- ・市営住宅の家賃低廉化に資する各種事業を行う。
- ・重点密集市街地を含む密集市街地の整備改善等を図るため、地区内の住宅や公共施設の整備などを総合的に行う。
- ・空家等対策計画策定の基礎資料とするため、空き家の実態調査を行う。また、空き家の利活用の促進策として補助事業を行う。

/ኅ\	提案事	キタ	सा स
(Z)	灰禾尹	未り	饭安

(3) その他(関連事業など)

基幹事業と一体となってその効果性を高めるために必要な事業がある場合は実施する。

6. 目標を達成するために必要な事業等に要する経費等

(金額の単位は百万円)

市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	98戸 291戸 - - - 市内全域 規模等	50: 58: 57: 1: 1:
ቱ ቱ ቱ ቱ ቱ	市内全域	575 14 15 3,235 交付期間内
市 市 市 市	市内全域	588 579 14 19 3,238 交付期間内
市 市 市	市内全域	3,239
市 市	市内全域	交付期間内
ф		3,239
		3,239 交付期間内
事業主体	規模等	
事業主体	規模等	
1		事業費
		- 3
	-	
	-	

(参考	f)関連事業		
	事業(例)	事業主体	規模等

※交付期間内事業費は概算事業費

7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項
※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となります。
8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項
L ※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準 の特例の対象となります。(ただし、一定の要件を満たすことが必要です。)
9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。